

指 定 通 所 介 護 施 設

『 デイサービスセンターアミカル 』

利 用 契 約 書

◆ ◇ 目 次 ◇ ◆

第一章 総則

- 第 1 条 (契約の目的)
- 第 2 条 (契約期間)
- 第 3 条 (通所介護計画の決定・変更)
- 第 4 条 (介護保険給付対象サービス)
- 第 5 条 (介護保険給付対象外のサービス)

第二章 サービスの利用料金の支払い

- 第 6 条 (サービス利用料金の支払い)
- 第 7 条 (利用の中止・変更・追加)
- 第 8 条 (利用料金の変更)

第三章 事業者の義務

- 第 9 条 (事業者およびサービス従業者の義務)
- 第 10 条 (守秘義務等)

第四章 契約者の義務

- 第 11 条 (契約者の施設利用上の注意義務等)

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

- 第 12 条 (損害賠償責任)
- 第 13 条 (損害賠償がされない場合)
- 第 14 条 (事業者の責任によらない事由による
サービスの実施不能)

第六章 契約の終了

- 第 15 条 (契約の終了事由、契約終了
事由によるサービス実施不能)
- 第 16 条 (契約者からの中途解約)
- 第 17 条 (契約者からの契約解除)
- 第 18 条 (事業者からの契約解除)
- 第 19 条 (清算)

第七章 その他

- 第 20 条 (苦情処理)
- 第 21 条 (協議事項)

様（以下『契約者』と言う）と社会福祉法人アミカル（以下『事業者』と言う）は
契約者がデイサービスセンターアミカル（以下『事業所』と言う）において、事業者から提供さ
れる通所介護サービスを受けて、それに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約（以
下『本契約』と言う）を締結します。

第一章 総 則

第1条（契約目的）

1. 事業者は、介護保険法・老人福祉法・身体障害者福祉法各令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営む事ができるように支援する事を目的として、契約者に対し、以下の第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。
2. 事業者が契約者に対して実施する通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項は重要事項説明書及び通所介護計画に定める通りとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期限は、契約締結の日から契約者の認定の有効期限満了日までとします。
但し、契約期間満了の7日前までに契約者から文章による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（通所介護計画の決定・変更）

1. 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所介護計画を作成するものとします。
2. 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合は、事業者は契約者に対して居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
3. 事業者は、通所介護計画作成に際して、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
4. 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して通所介護計画を変更するものとします。
5. 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して日常生活上のお世話及びレクリエーション等を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

1. 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。

2. 前項の他、事業所は（ ）サービスを介護保険給付対象外サービスとして提供するものとします。
3. 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
4. 事業者は、第1項及び第2項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて契約者の家族に対しても分かりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス利用料金の支払い）

1. 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証による）を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅介護サービス計画書が作成されていない場合には、サービス利用料をいったん全額支払うものとします。（要介護認定後または居宅介護サービス計画書作成後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます＜償還払い＞）
2. 第5条に定めるサービスについては、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
3. 前項の他、契約者は食事代やおむつ代等、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
4. 契約者は、前3項に定めるサービスの料金をその都度支払うものとします。

第7条（利用日の中止・追加）

1. 契約者は、利用期日において、通所介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する事が出来ます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
2. 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第8条（利用料金の変更）

1. 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系等の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することが出来るものとします。
2. 第6条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の1ヶ月前迄に説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更する事ができます。
3. 契約者は、前項の変更に同意する事ができない場合には、本契約を解消することができます。

第3章 事業者の義務

第9条（事業者及びサービス従業者の義務）

1. 事業者及びサービス従業者は、サービスに提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
2. 事業者及びサービス従業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、協力病院の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
3. 事業者及びサービス従業者は、契約者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を実費にて交付するものとします。
4. 事業者及びサービス従業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第10条（守秘義務）

1. 事業者及びサービス従業者は、通所介護サービスを提供する上で知りえた契約者又はその家族等に関する情報を第三者に漏洩しません。（守秘義務）
尚、この守秘義務は利用を中止したあとも継続します。
2. 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らす事の無い様、必要な措置を講じます。
3. 利用者ならびに家族の個人情報を必要最低限の範囲で下記の利用目的にて使用、提供、又は収集させていただきます。
 - (1)包括及び居宅の介護計画作成時における担当国会議での情報提供
 - (2)医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整
 - (3)利用者が医療サービスの利用を行う場合、及び主治医等の意見を求める必要がある場合
 - (4)事業所におけるカンファレンス等
 - (5)行政の開催する評価会議、サービス担当国会議
 - (6)その他サービス提供上必要な場合
 - (7)上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合
4. 個人情報を使用した会議の経過内容や参加事業所名、参加氏名等を記録し請求があれば遅滞なく開示します。

第四章 契約者の義務

第11条（契約者の施設利用上の注意義務等）

1. 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
2. 契約者は、事業所の施設、設備について故意又は重大な過失により、滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

3. 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条（損害賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が、事業者もしくはサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災の他、自己の責に帰るべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既の実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の請求はしないとともに関係事故に関する損害の賠償も請求しません。

第六章 契約の終了

第15条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1. 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用できるものとします。
 - (1) 契約者が死亡した場合
 - (2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむ得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (3) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

- (4) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (5) 第16条から第18条に基づき本契約者が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第16条（契約者からの中途解除）

1. 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約する事ができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の最大7日前までに事業者へ通知するものとします。
2. 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即座に解約することができます。
 - (1) 第8条第3項により本契約を解除する場合
 - (2) 契約者が入院等した場合
 - (3) 契約に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第17条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除する事ができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従業者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第18条（清算）

第15条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に清算するものとします。

第七章 その他

第20条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第21条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は介護保険法・老人福祉法・身体障害者福祉法、その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

※上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

< 事 業 者 > 住所 倉敷市玉島1275-1

< 事 業 者 名 > 社会福祉法人アミカル

< 代表者 氏名 > 理 事 長 **西 山 剛 史** 印

< 契 約 者 > 住 所 _____

氏 名		印
代 理 人	・私は、本人に代わり、上記契約の署名をしました。 ・私は、本人の契約意思を確認しました。	
	本人との関係	署名を代行した理由
	住所	
	氏名	
	TEL	

ご家族代表者住所 _____

ご家族代表者氏名 _____ 印

(附則) 平成12年 4月 1日から有効とする。

平成16年 6月 1日：一部改定

平成17年 2月 1日：一部改定

平成17年10月 1日：一部改定

平成18年 4月 1日：一部改定

平成18年12月 1日：一部改定

平成19年 1月20日：一部改定

平成29年11月 1日：一部改定